コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2015 年 3 月 31 日
株式会社 enish
代表取締役社長　安徳 孝平
問合せ先：　管理本部　03-6447-4020

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に高めていくためには、迅速な意思決定や適切な業務執行と共に、経営の健全性と透明性を高める経営監視システムを強化し、機能させることが極めて重要だと認識し、ステークホルダーの信頼維持のため、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公文　善之	827,560	11.93
安徳　孝平	827,560	11.93
杉山　全功	381,080	5.49
松本　浩介	231,120	3.33
グリー株式会社	164,000	2.36
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRDAC ISG	127,300	1.83
伊藤　輔則	100,000	1.44
楽天株式会社	72,900	1.05
株式会社 SBI 証券	69,000	0.99
大和証券株式会社	58,900	0.85

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京　第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	３名以上９名以内
定款上の取締役の任期	１年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	４名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	１名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
公文　俊平	学者	●										

※１　会社との関係についての選択項目

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当社社外取締役に選任している理由
公文　俊平	○	公文俊平氏は、当社取締役である公文善之氏の叔父でありますが、東京証券取引所が定める独立役員制度に関する独立性基準及び開示加重要件にも該当しないこと、並びに当社社外取締役に就任するまで当社及び当社の子会社と一切の関係を有したことがないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	情報社会学の開拓者として長年に渡る豊富な知識と幅広い見識を有されております。その専門的知識・見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	上限の定めはない
監査役の人数	３名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査部門は、日常的に相談・情報共有を行うほか、会計監査人の往査時においても３者間で情報共有を行うなど、密な連携を図っております。また、三様監査において、それぞれが効率的及び効果的な監査を実施するため、情報共有と意見交換を目的に四半期に一度定期的に会合を開いております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	３名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	１名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
志村　直幸	公認会計士／税理士													
吉羽　真一郎	弁護士													
佐藤　完	他の会社の出身者													

※１　会社との関係についての選択項目

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任理由
志村　直幸	○	―	公認会計士及び税理士として培われた経験に基づき、経営全般の監視をお願いするとともに、その経験を活かした有効な助言をいただけるものとして、社外監査役として選任しております。
吉羽　真一郎		―	弁護士としての専門知識を当社の監査役体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。
佐藤　完		―	上場会社を含む他企業においての勤務経験に基づく幅広く高度な見識と豊富な経験を有しており、経営の監視や適切な助言をいただけるものとして、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	２名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外監査役,従業員,その他

該当項目に関する補足説明

当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員に対し、長期的な企業価値向上への貢献意識や士気を高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上のものが存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、各取締役の職責及び実績を勘案し報酬額を決定することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポート体制として、管理本部が窓口となり取締役会の開催前に取締役会の報告、決議事項につき、事前に内容を説明しております。また、監査役会開催時において経営会議等の内容の情報伝達の他、必要に応じて資料の提供や情報収集をおこなっております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

１．取締役及び取締役会

当社の取締役会は、取締役４名により構成されており、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目的に毎月１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、執行役員の業務執行状況について監督も行うことでコーポレート・ガバナンスへの充実を図っています。

２．監査役及び監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、毎月１回の監査役会を開催しております。当社の監査役会は、監査役３名（うち社外監査役３名）により構成されており、監査役会で定めた監査役監査方針・計画に基づき、重要会議の出席、代表取締役・取締役・執行役員・重要な使用人との意見交換、重要書類の閲覧などを通じ厳格な監査を実施しております。

また、監査法人の監査計画の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性確保に努めています。

３．執行役員及び経営会議

当社は、経営と業務執行機能を明確にする執行役員制度を導入し、事業の意思決定の迅速化を目的に経営会議を毎週開催し、代表取締役・取締役・執行役員が出席して業務上の重要事項について審議・決定すると共に全社的な調整や対策ができる仕組みとなっております。

４．内部監査

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査担当者１名が内部監査業務を実施しております。年間の内部監査計画に則り全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に都度報告する体制となっております。

５．会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員は継続監査年数が７年以内であります。

６．リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理本部長のもと、経営会議メンバーを中心として、リスク管理担当者である経理担当、人事総務担当、セントラル担当(社内情報システム管理業務を担当)、内部監査担当との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、管理本部長並びに常勤監査役への相談及び不正行為を通報する仕組みであるホットラインを設置しています。

これにより、組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、法令等遵守体制の構築を目的としてコンプライアンス規程を定め、管理本部長を責任者としております。当社の業務に従事するもの一人ひとりが職務を遂行するにあたり準拠すべき「行動規範」を徹底し、コンプライアンスに関する取り組みを行っています。

７．社外取締役及び社外監査役

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものとすることを選任基準のひとつと考えております。

また、当社は会社法第 427 条第 1 項に基づき、社外取締役及び各社外監査役との間に同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社契約に基づく損害賠償責任の限定額は法令の定める最低責任限度額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役１名及び社外監査役３名は、当社のコーポレート・ガバナンスにおける、経営の健全性・透明性向上を果たす機能及び役割を担っております。なお、内部監査及び会計監査人との相互連携につきましては前記の通り、情報を共有して、連携体制をとっております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 12 月が決算月のため、集中日とは異なる日に定時株主総会の開催を設定となります。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年１回の個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	四半期決算及び年度決算終了後にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に「投資家情報」のコーナーを設け、決算短信、有価証券報告書及び四半期報告書、各種説明資料、その他適時開示資料を掲載しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部に担当者を設置し、対応しております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家、取引先を始めとするあらゆるステークホルダーに対して、当社に対する理解の促進、その適正な評価のために、公正かつ適時・適切な会社情報を提供することが重要であると認識しており、当社ホームページ及び説明会を通じて情報提供を行う方針であります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制システム整備基本方針」を定めております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（１）取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、企業倫理を遵守することで、社会的責任を果たすため、「行動規範」「コンプライアンス規程」等社内諸規程の整備と周知徹底を図る。

（２）管理本部担当取締役を法令等遵守体制の整備にかかる責任者として、法令等遵守にかかる規程・マニュアルその他の関連規程の整備を行うとともに、法令等遵守にかかる教育啓蒙の実施、内部通報制度の整備等、法令等遵守体制の充実に努める。

（３）内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況並びに職務

の執行の手続及び内容の妥当性等を定期的に監査し、法令等遵守体制の改善に寄与する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」その他関連規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

（2）取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）「リスク管理規程」を制定し、潜在リスク及び顕在リスク情報に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進める。

（2）リスクに関する情報を入手したときは、正確、かつ迅速に取締役会又は経営会議にて共有し、リスクの把握と分析、並びに対応策について検討する。

（3）不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を統括責任者とする対策委員会を設置し、迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役会は月１回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

（2）取締役会のもとに毎週開催される経営会議を設置し、取締役会の意思決定に資するとともに、業務執行状況の報告を行う。

（3）業務執行においては、「組織規程」及び「職務権限規程」等社内諸規程に基づき権限委譲と責任の明確化を図ることで、担当する部門における職務執行の効率性を高める。

5．監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

（1）監査役は、管理本部所属の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。

（2）指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の人事考課については、事前に監査役の同意を得るものとする。

6．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席し、必要に応じ重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。

（2）取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

（3）取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に重要な影響を与える事項、内部監査の実施状況、社内通報制度の通報内容等を速やかに報告する体制を整える。

7．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門と定期的に意見交換を行う。

（2）監査役は会計監査人から定期的に監査の状況報告を受けることで監査の有効性、効率性を高める。

（3）監査役が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の専門家との連絡が行える体制を構築する。

8．財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）信頼性のある財務報告を作成することが重要であることから「財務報告に係る内部統制基本方針」を整備し、周知徹底を図る。

（２）財務報告の作成過程において、虚偽記載及び誤謬が生じないよう実効性のある統制環境体制の整備及び運用を行う。

９．反社会的勢力を排除するための体制

（１）反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

（２）管理本部を反社会的勢力対応部署とし、情報の一元管理を行うとともに、全ての使用人に「反社会的勢力等対応マニュアル」の周知徹底を行い、組織的に違法行為・不当要求へ対処する。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社が反社会的勢力等に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力等と関わること自体、いかなる形であっても絶対にあってはならないということを基本姿勢としております。反社会的勢力の排除に関しては管理本部を対応部署として、「反社会的勢力等対応マニュアル」を定め、組織的に対処できる体制を整えております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】

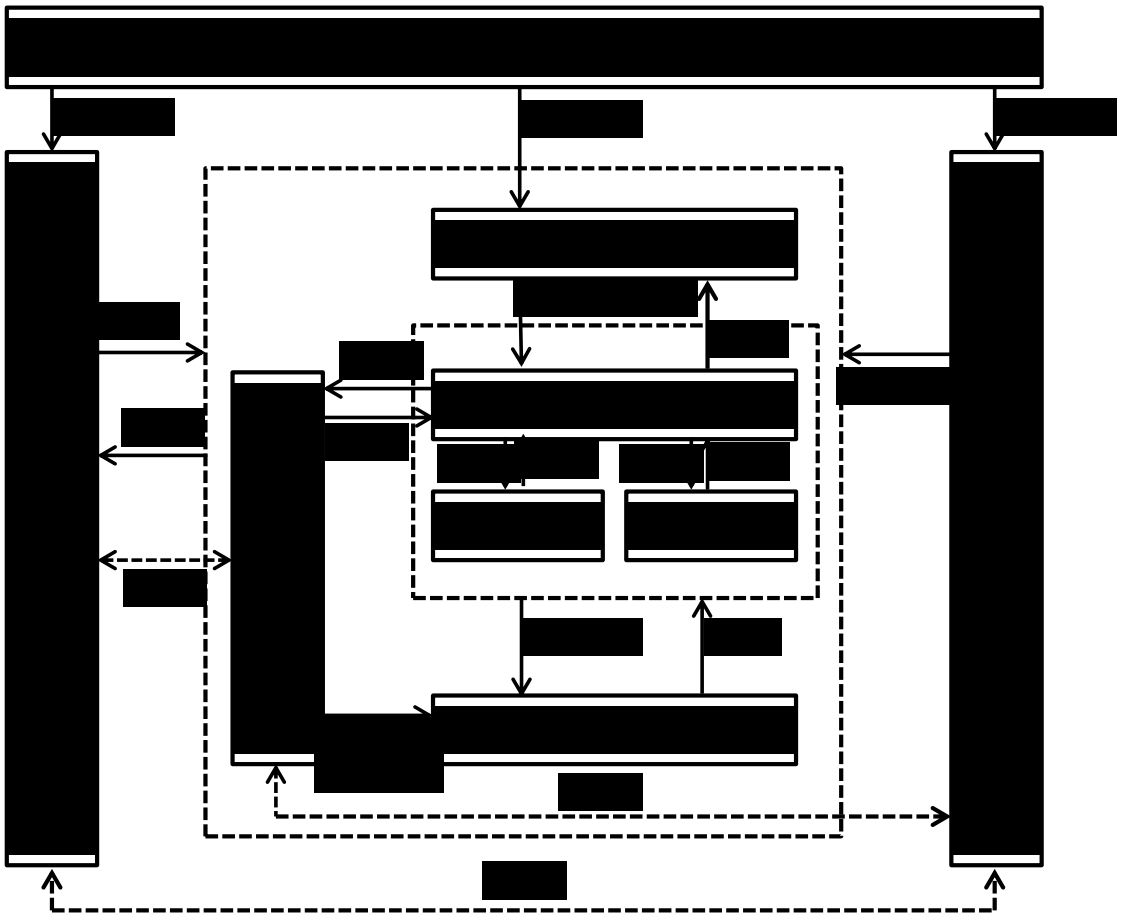

【適時開示体制の概要（模式図）】

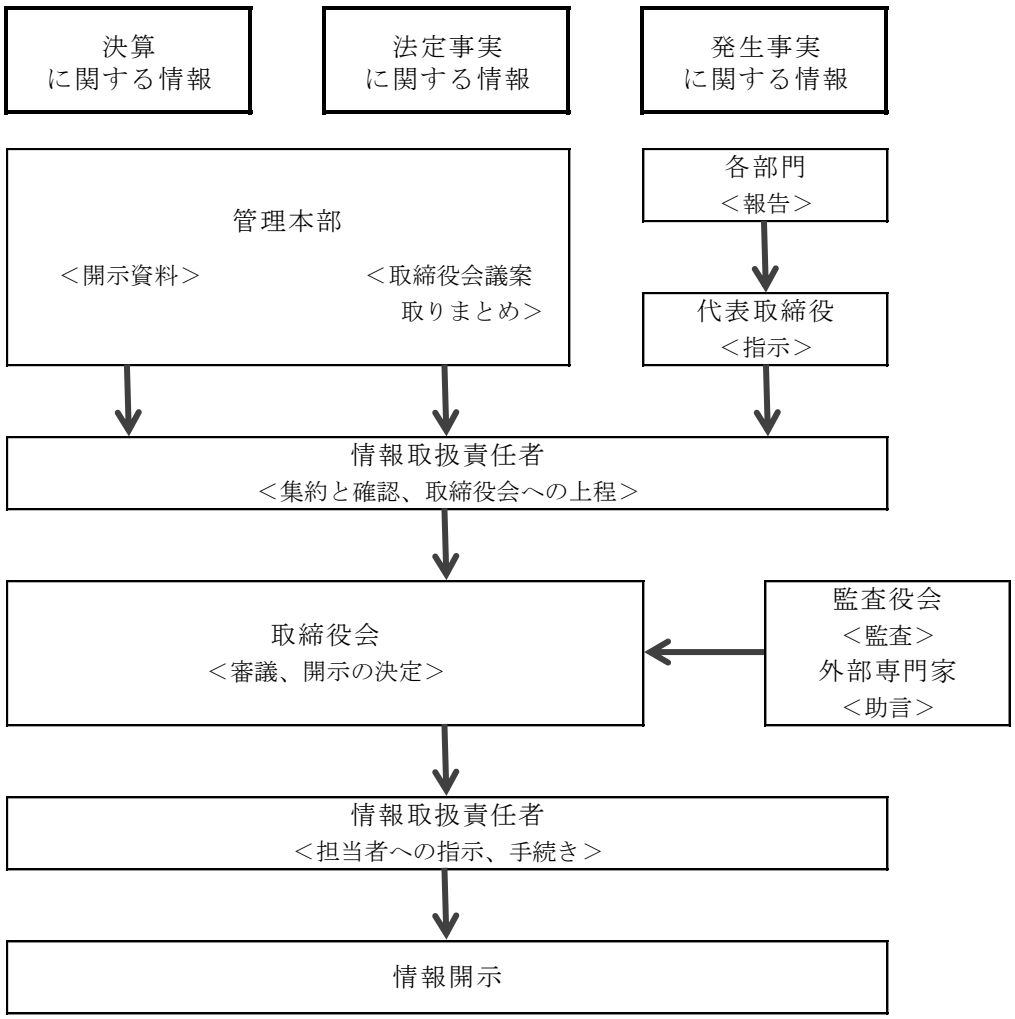
決算
に関する情報
法定事実
に関する情報
発生事実
に関する情報
管理本部
＜開示資料＞
＜取締役会議案
取りまとめ＞
各部門
＜報告＞
代表取締役
＜指示＞
情報取扱責任者
＜集約と確認、取締役会への上程＞
取締役会
＜審議、開示の決定＞
監査役会
＜監査＞
外部専門家
＜助言＞
情報取扱責任者
＜担当者への指示、手続き＞
情報開示

以上